

令和5年度第1回大津市手話施策推進協議会 会議結果

- 会議名称 令和5年度第1回大津市手話施策推進協議会
- 開催日時 令和5年10月24日（火）13時30分～15時15分
- 場 所 平野コミュニティセンター3階大会議室
- 出席者 委員5名、事務局9名
- 情報保障 手話通訳者4名
- 傍聴者 3名
- 議 題

- (1)・大津市手話施策推進協議会の委員委嘱
 - ・びわ湖大津館でのブルーライトアップの実施報告
 - ・手話施策推進計画について
計画の内容
- (2) その他

▼会議録（要約）

<事務局>

協議会委員5名の出席があり、協議会は成立。

協議会の公開に関する指針に基づき、公開とさせていただきます。【異議なし】

この後の議事進行は大津市手話施策推進協議会の運営に関する規則第2条第2項の規定により石野会長に議長をお願いする。

（議長）

議題1 大津市手話施策推進協議会の委員委嘱について、事務局より。

（事務局）

委員の辞職に伴い、大津市手話施策推進協議会の役員の選出について、手話サークル連絡会の住友さんに委嘱する。

（議長）

議題2 びわ湖大津館でのブルーライトアップの実施報告を事務局に求める。

（事務局）

9月23日（土）びわ湖大津館ブルーライトアップ事業に先立ち、22日（金）から10月2日（月）まで大津駅前でのぼり旗の設置、22日に、ランチ大津京で事業啓発のためのティッシュ配りをろうあ福祉協会と手話講座受講生の協力を得て行った。23日は点灯式を行い、その様子はホームページの「町のできごと」のページに掲載した。

（議長）

参加者から、よかった点、改善した方がよい点など、意見があった。委員の中で出席した人が居たら感想をお願いしたい。

（委員）

思ったより暗く、手話が見にくかった。場所は良かったと思う。大津館だけでなく3箇所（北

部・中部・南部) くらいでライトアップしてもらえたら普及につながるのではないかと思います。

(委員)

最初の第一歩、良かった。福祉の分野一丸となっている様子、良かったと思う。大切なのは、継続と盛り上げ。「継続」は、これからも続けてほしい。「盛り上げ」は、場所を増やしてほしい。告知をもう少し行い、一般の市民に呼びかけをし、見に来てもらう工夫が必要かと思った。

(議長)

滋賀県内は、大津市・近江八幡市・米原市の3箇所でライトアップを行ったと聞いている。点灯式を行ったのは大津市だけ。先日、防災訓練で佐藤市長に出会った。市長も「ライトアップは良かった」と言っていた。全国的にも多くの場所でライトアップを行ったようで、神奈川県庁・姫路城もライトアップしたと聞いた。市内でも予算の関係があると思うが、他の場所でもできたらいいと思う。

議題3 手話施策推進計画について 事務局の説明を求める。

(事務局)

施策の中身の変更点を説明する。P5 施策1-①大津市主催の防災訓練の中に「聴覚障害者受付対応訓練」を追加した。これに先立ち、先日の防災訓練にはろうあ福祉協会から4名に参加してもらい、避難所の受付、ダンボールベッドの組み立てなどに参加してもらった。参加していた地元の方から、我々はどのように協力をしていったらいいのか、という積極的な声かけを頂き、参加した意味があったと感じた。

施策1のタブレット活用の項目は、タブレットは意思疎通の補助的な活用と考え、②と⑤を含むということで項目を削除した。

施策1-④観光施設での情報保障について。歴史博物館と協議を行ったが、現在使用しているシステムを廃止することがわかり、手話動画を入れることは、難しいという回答だった。別の観光施設で、できるところがないか調査中。

施策1-⑤人事課と協議を行い、人事課と障害福祉課共催でオンライン研修を実施する方向ですすめることになった。

施策2-②文章の整理を行い、すこやか相談所、聴覚障害者センターの相談員と連携し、保護者に向けての情報を提供するという記載に変更した。

施策3-③8月に大津市民病院で、遠隔手話通訳のデモンストレーションを実施した。病院との確認事項、検討事項がでてきたので、今後具体的実施に向けて協議を行う。

施策3-⑧広報課と協議を行い、手話動画をホームページに掲載し、実績を作ることから始めることになった。

施策4-②介護保険課と協議を行い、ケアマネージャー向け情報提供会で出前講座の案内を行った。次年度以降も継続予定。

施策4-③9月23日にブルーライトアップを行い、たくさんの方に参加を頂いた。継続を予定している。また、図書館と協議を行い、期間限定で障害者週間のある12月か手話言語条例が制定された1月に手話のコーナーを設けていただけることになった。10月29日の健康フェスティバルでは、デフリンピックと手話の啓発を行う。

施策5-②幼保支援課と協議を行い、幼稚園・保育園の先生方にアンケートをとり、調査をすることになった。

(議長)

手話施策推進プランのタイトルについては、後で協議しますか？

(事務局)

はい。

(議長)

事務局の説明に対し、質問・意見を求める。

(委員)

全体について。資料が届いたのが昨日。その前に、欠席の方は御意見をと言う文書があったが、その時にこの資料は届いていなかった。会議前日に資料が届くのでは、十分な確認ができない。欠席者に意見を求めるのであれば、資料のない中で意見をいうのは無理。業務が忙しいことは理解できるが、もう少し早く資料を届けてもらう必要がある。

私の理解が間違っているのかもしれないが、前回ロードマップの案を出し、それを元に今回、具体的なロードマップを提示いただけると思っていた。今回配られたものを見ると、期間ははっきり明記されているが、施策をいつどのような日程でやるのか、具体的にはわからない。

(委員)

大津市手話言語条例第5条の市民の役割について。一般市民への啓発が抜けているのではないかと感じる。自治会でいろいろな行事をし、回覧で情報を提供している。聞こえない人は参加しないだろう、と考えている人が大半だと思う。そうではなく、情報を提供して、聞こえない人もどうしたら参加できるかということを考えてもらう、そして手話通訳者を手配することを知ってもらい、通訳者に来てもらい、ろう者が手話で談笑する姿を見てもらって、「私も手話で話してみたい」と思える環境を作る必要があると思う。行政に対して働きかけるだけでなく、一般市民への働きかけが大事だと思う。テレビにも最近は手話通訳がついている。見ているか見ていないかわからないが、そういう環境を作っていくことが大事。そして、聞こえない人も、積極的に参加してアピールしていかないと前に進まない。

(議長)

貴重な意見だったと思う。

(事務局)

市民の役割、施策の展開について貴重な意見を頂いた。手話サービス、手話マークの啓発をしながら、聞こえない人の住みやすい、情報のキャッチをしやすい町づくりは必要だと思う。先般、合理的配慮の事例集を発行した。市の窓口に設置したり、内部でも啓発をしている。

(委員)

施策3の中で、大津市民病院でデモンストレーションをしたと報告があった。具体的に困ったことはなかったのか、課題は何か、教えてほしい。

また、社会福祉法人聴覚障害者福祉協会に委託されている聴覚障害者相談員事業で、「おおつみみ・サロン」を開催している。10年前から行っている事業で、参加者も高齢化している。参加したくても足がなくその場に行けない人も居る。ろうあ福祉協会でも「元気サロン」という事業もやっているが、そちらも同じ状況である。ろう高齢者の施策をどのように考えているのか。

(委員)

手話言語条例でどこまで担えるのか、という問題もあるが、聴覚障害者の労働環境はどのよう

になっているのか、情報保障がどこまで保障されているのかという問題も大切である。事業者側もどのようにしていいのかわからない、と言うところもあると思う。個人レベルであれば、相談員に相談されるケースもあると思う。手話言語条例があるのだから、行政・事業者・当事者で課題の整理ができればと思う。そしてロードマップに反映できればいいと思う。

(議長)

今までの意見をまとめると、

- 1つ、プランの具体的なスケジュールを出してほしい。
- 2つ、差別解消法で、事業者が努力義務から法的義務に変わる。それに従い、事業者や市民の役割をはっきり明記する必要があるのではないか。
- 3つ、地域住民とろう者がどう関わっていくのかということ。
- 4つ、相談員設置事業から10年。孤独、孤立しているろう者の問題について。

(事務局)

- 1つ目については、一旦事務局で検討させていただきたい。
- 2つ目に付いては、合理的配慮の事例集を作った。手話施策のプランではないが、おおつ障害者プランの大きな枠の中では、取組ができていていると考える。

3つめについては、聞こえる人から聞こえない人に伝えないといけないという思いが出てこないといけない。それが市民の役割につながるというご意見について。施策3の①の部分の標記が弱いのかと思う。聴覚障害者等からの依頼、とあるが聞こえる側からも通訳の必要性を求める標記にする必要があると思うので、文言を考えたい。聞こえない人だけが情報保障を求めるのではなく、みんなが考える必要があるのだという標記に変えたい。

市民病院でのデモンストレーションについて。8月にタブレットを使って手話通訳ができるか、と言う実験を行った。課題は、市民病院側で整えなければならない課題がいくつかあった。Wifi環境、病棟で行うのか外来で行うのかどちらも可能にできるのか、誰がどのようにタブレットを扱うのかということについて、プライバシーの問題も含めて解決しないとけない問題があるとわかった。

4つ目のろう者の高齢化の問題。

ろう者に限らず、障害者の高齢化は、重要な課題と考えている。施策として、大津市手話言語条例第7条と第8条を具体的な目標にあげて取組むとなっている。このプランの中に入れることができるかは、委員の意見を頂き協議が必要だと思う。制度上は65歳以上の方のサービスは介護保険になる。介護保険の制度を使えるのかということも含めて、整理が必要。

ロードマップ形式の出し方について、今回提案するのは、年2回の協議会の中で、施策がどこまで進んだのか報告をするという形で出したいと考えている。

(委員)

ろう高齢者の問題について。人はみんな老いていく。それは当然のこと。ただ、ろう者は必ず「手話」が必要。聞こえる人は、家の近くで、希望するデイサービスやサークルに通うことができる。ろう者は、希望しても意思疎通ができないために、通うことができない。だから孤立化しやすい。手話が使えない環境だと脳も身体も衰える。相談員設置事業には限界がある。手話言語条例があるのだから、介護保険課と連携し、具体的な施策を構築してほしいと思う。

(委員)

今の話を聞いて、手話のできるケアマネージャーなど、必要だと思う。

(委員)

プランのスケジュールについて。いつから何をはじめると。という形式ではなく、完成系を示すという話だが、私にはイメージができない。目処がないとどんどん先送りにならないかと懸念する。

労働関係は、やんわりと中心論点ではないと言われた気がする。労働でも教育でも、共通するのは、手話は人権問題であるという認識を持ってもらえるような取組みをどうしたらできるかだと思う。コミュニケーションができない、ということは人間らしく生きていけないということ。年をとってからでも、職場でも、学校でもそれは同じ。各施策できちんと人権意識があるということを出せば、市民全体の醸成につながると思う。ここでは、聞こえない人の施策だが、社会的弱者の人権を守る大津市の風土作り、全体の取組みとして考えてほしい。

(議長)

人権意識が必要だと言う大切な話があった。

私から質問。施策1-⑤市役所職員の取組みについて、もう少し説明をお願いしたい。

2つ目は、施策5の学校での取組みについてもう少し説明をお願いしたい。

(事務局)

学校における福祉体験学習の取組みは、学校ごとに中身は様々。手話、点字、車椅子など。継続して学習することはないが、手話に触れる時間を作っている学校はほとんどだと思う。

市職員への研修について。最近、集合型の研修は少ない。オンライン形式の研修に変わってきている。障害福祉課と人事課が共催でオンライン研修を行う。聞こえない人にどのような合理的配慮が必要か、多くの職員が手話に触れ、手話を知る研修を考えている。一度に全職員が受講するのではなく、役職ごとに実施し、数年かけて全員が受講できる方法を考えている。

(委員)

この研修は、手話に特化しているのか？

(事務局)

手話に特化している。

高齢者の施策について質問があった。このプランは年齢に関係なく行うプランであるということとをまず、御理解いただきたい。その上で、施策4-②に介護職員のあつまる情報提供会で、出前講座の啓発を行うということと、委員の意見にもあった、市の職員以外の高齢者に関わる職員にも手話の啓発に取り組みたら良いと考える。

(委員)

施策1-⑤ 障害福祉課の職員が奉仕員養成講座の講義を受講してくださっている。受講生は感想文を書くことになっているが、職員さんからの感想は届いていない。どのようなことを感じられたのか、新しい発見になったのか、わかれば教えてほしい。そこからだんだん広げてほしい。

学校の取組について。気になるのは、「福祉体験」という言葉。福祉体験ってなんなのでしょうか？車椅子に乗った、アイマスクの体験したなど、その先が人権に結びつかないように思う。中学生になると基本的人権ということは学ぶと思う。中身については、各学校で検討をされる。目的が福祉体験になっているように思う。福祉体験を通して、何を学んでもらうのか、という

ことが大切。どのようにお考えでしょうか？

(事務局)

福祉体験について、どのような目的があるのか、という疑問は当然だと思う。一方子どもたちは、通常学級で学んでいると、視覚障害者、聴覚障害者など障害者と触れ合う機会は少ない。特別支援学級には、知的障害や自閉症、中には聴覚障害の子どもたちも居るが、障害を持つ子どもと接する機会がない子どもが多いのが実情。学校は今、インクルーシブ教育。いろいろな人と接することをめざしている。学校によって取組の温度差は様々だが、ひとまずは機会を設定することに大きな意味があると思っている。今後は、内容を深めていき、人権をからめながら授業を進めていく必要があると今日の話聞いて思った。

(事務局)

ご意見を聞いて、「人権」というキーワードがあると思う。人権男女共同参画課としては、人権啓発の中で、いかに人権課題を自分ごととして考えられるかが大切だと感じる。委員の言われるように、福祉体験を自分ごととして考えられるか、リンクできているかが大切だと考えている。私たちも、人権講座や男女共同参画講座を企画しているが、その中で手話通訳や要約筆記者を手配するようになった。予算上すべての行事につけることは、現段階では難しく、手話通訳・要約筆記が必要な人は申し出てください、という周知をしており、聞こえない人が申し出ないといけないシステムになっているそのハードルも、本来なら当然機会として与えられるべきで、そのことで人権が尊重されると思う。皆様の話を聞いて、学びの機会だけでなく、人権の尊重されたまちの実現に結びつけるのは大切だと感じた。

(委員)

行政は、予算を理由にし、結果聞こえない人は我慢することになってしまう。いつでもどこでも情報にアクセスできることが必要。そうでないと、行事にもいろいろな場所にも行く気にならない。環境を整備することは必要だと思う。予算を確保し、環境整備に努めてほしい。また、手話は、福祉ではない。私たち聞こえない人の人権であり、言語である。そういう意味で手話言語条例をもっと市民に浸透させなければいけないと思う。行政は、節約に努めるのではなく、市民にもっとアピールしてほしい。がんばりましょう。

(委員)

そうですね、聴覚障害者がどんどん行事に参加し、予算化せざるを得ない状況にしていきましょう。

(議長)

議論も進んできました。プランは、以前と比べればよくなったと思うが、もっと具体的にという意見もあった。今回の意見をすべて反映させるのは難しいと思うが、検討してほしい。プランは令和6年度から11年度までの6年間のプラン。これで決まりではなく、再考頂き、来年の推進協議会で決定したいと思う。よろしいか？

では、プランの名称候補が4つある。事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

障害福祉課で、4つの案を考えた。他に良い案があればそれもあわせて検討したい。

(議長)

個人的には、4がいいと思う。

(委員)

「手話」ではなく、「手話言語」としてほしい。

おおつ手話ハンドブックですが、これは、市民に浸透しているのですか？

(事務局)

啓発講座の時の資料として使っている。ホームページでもデジタル版で見ることができる。

(委員)

名称。4がいい。「手話言語とともに」にしてほしい。そして、「現在・未来」にしてほしい。現在の取組も大切ですから、「現在」も入れてほしい。

(委員)

手話は、言語と認められているのなら、「手話」ではだめなのですか？

(委員)

大津市手話言語条例 という名称ですね。現状で言うと、手話イコール福祉のイメージが強い。わかりやすくするために、手話言語というのをあえて使いたい。

(委員)

全国的には、どうなっているのでしょうか？

(議長)

障害者権利条約の翻訳は、「手話言語」となっている。国連から日本への総括所見、勧告が出された。それはまだ仮訳だが、「手話言語」となっている。「手話」は sign 「手話言語」は sign language 。正しい言い方言えば、「手話言語」だと思う。ただ、法律には、「手話言語」とは載っていない。「手話」と載っている。

(委員)

「手話言語」を使いましょうか。

(委員)

プランの名称は、どこに出ますか？市民に向けて出ないと認識しているが。

(事務局)

プランの名称です。例えば、障害者計画も障害者プランと言っている。それと同じで、手話言語施策の名前を考えていただく、そういう意味合いです。

(委員)

わかりやすい方がいいと思う。

1や2にして、サブタイトルをつけたらどうかと思う。多数に従います。

(委員)

最初は4がいいと思ったが、わかりやすい方がいいかと思う。

「アクションプラン」とつくのがいいかと思う。

(議長)

名称は、会長に任せていただけるとはでしょうか？

事務局と相談する。

では、次回はいつにしますか？

(事務局)

1月末から2月上旬あたりで、考えている。後日皆様に、日程調整をさせていただく。次회가、プラン開始までの最後の会議になる。よろしくお願いします。

(議長)

来年の2回目の会議は、事務局から日程調整の連絡があるので、よろしくお願いします。

プラン案は、最終的に次で決定する。

議事は、これで終了。

(事務局)

ありがとうございました。